

2025年1月31日

関係各位

パナソニック産機システムズ株式会社

建設業法に基づく監督処分について

このたび弊社は、2021年8月31日にパナソニック株式会社として「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表した、一部の社員が実務経験を充足していない状況で技術認定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、本件に関して、本日付で国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

厳粛に受け止め処分に準じて対応して参りますが、お取引先様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと謹んで深くお詫び申し上げます。改めて法令遵守の徹底を図るとともに、全社を挙げて再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいる所存でございます。

記

1. 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

【停止の対象となる営業の範囲】

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県における電気工事業、管工事業及び熱絶縁工事業に関する営業

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(注3) 「熱絶縁工事業に関する営業」とは、注文者から熱絶縁工事を請け負う営業をいう。

【期間】

2025年2月15日から2025年3月8日までの22日間

2. 既契約の解除について

建設業法29条の3第5項に基づき、本通知から30日以内において、契約済建設工事の請負契約を解除することが可能です。本件につきましては下記までお問い合わせ下さい。

3. 本件に関わる問合せ先について

0120-641-062

受付時間：平日9:00~17:30（土曜・日曜・祝日はお受けできません）

以上